

諮 問

次の事項について、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、諮問します。

「青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について」

令和5年12月26日

三朝町社会教育委員会委員長 布廣 覚 様

三朝町教育委員会

【諮問理由】

高度経済成長期において、すべての国民が互いに力を合わせ、社会のあらゆる分野で青少年の健全育成のために運動が展開された「青少年育成国民運動」により、昭和51年7月に「青少年育成三朝町民会議」が発足。その前年に設立された「三朝町少年補導委員協議会」とともに、本町における青少年の健全育成及び非行化の未然防止を図る組織の両輪として活動を展開してきました。

以来、平成9年には青少年問題審議会に対し、内閣総理大臣から「青少年の問題行動への対策を中心とした西暦2000年に向けての青少年の育成方策について」の諮問がなされ、平成20年には文部科学大臣より中央教育審議会に対し「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」の諮問が行われるなど、新しい時代の青少年教育の在り方について検討することが求められる時代となっています。

本町においても、少子高齢化の進展に伴い、人口減少と核家族化が顕著に進展する中、次代を担う青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域が共にその教育力を生かしながら、相互連携のもとに取り組みを推進することが求められており、特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然や文化・芸術、科学等に直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にあり、組織運営の在り方を検討する必要があります。

このように、青少年の健全育成は大きな転換点を迎えており、組織体制の再構築が必要となっていることから、「青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方」について御意見をいただきたく諮問します。